

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和6年2月9日

和歌山県知事 岸本 周平

### 1 契約の内容

紀の国障害者プラン2024（案）パブリックコメント実施に伴う点字版の印刷発行業務（詳細については別紙仕様書のとおり）

### 2 契約相手方の決定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定されている、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約で、和歌山県内にある施設のうち、当該点字版の印刷発行業務の条件を満たし、受託を希望する者から提出された見積書の最低価格であった者を相手方とする。

### 3 契約の相手方の決定日時

令和6年2月13日（火）（予定）

### 4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

### 5 見積書等の提出期限及び提出場所

（1）提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時

（2）提出場所 和歌山市小松原通1丁目1番地 北別館1階

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

電話 073-441-2532

問合先

和歌山県障害福祉課 担当：松本、辻岡

電話 073-441-2532 FAX 073-432-5567